

令和5年12月27日
子ども・若者部保育課

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 主旨

平成27年度の子ども・子育て支援新制度により家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。）が制度化された際、家庭的保育事業等が0歳児から2歳児までを預かる小規模な保育事業であることを踏まえ、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「省令」という。）において、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）の確保が、経過措置を設けた上で定められた。その後、全国的に連携施設の設定が進んでいない状況を踏まえ、経過措置期間は令和6年度末まで延長されている。

連携施設が担う連携項目には、「①相談・助言等の支援」「②代替保育の提供」「③卒後の受け皿」の3項目があるが、令和2年4月の省令改正において、自治体が保育の利用調整を行うにあたって、家庭的保育事業等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う等必要な措置を講じている場合には、「③卒後の受け皿」に係る連携施設の設定義務を免除する旨の規定が追加されたところである。

区では、これまで連携施設の設定を推進してきたことから、当時は省令改正に合わせた区条例の改正を行わなかった。しかし、経過措置期間中に全ての家庭的保育事業等に連携施設を設定することが困難であることに加え、無理に全ての家庭的保育事業等に連携施設を設定するよりも、自宅からの距離や保育方針などを踏まえて進級先を自由に選んでもらう方が保護者のニーズに合致していること、また、進級先の無い低年齢児認可保育園との公平性の観点からも、進級先の無い2歳児クラスの卒園児に保育の調整指数の加点を行う現状の方法を継続し、卒後の受け皿への対策としていく。

そのため、令和7年4月に向けて、省令に基づく「③卒後の受け皿」に係る連携施設の設定免除を適用できるよう、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を、令和6年第1回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

条例第7条に第2項を追加し、区が家庭的保育事業等の卒園児を利用調整に当たり優先的に取り扱う措置を講じているときは、「卒後の受け皿」に係る連携施設の確保を要さないこととすることができる規定を設ける。

3 改正案

別紙（新旧対照表（案））のとおり。

4 施行予定日

令和7年4月1日

5 その他

連携項目のうち、「①相談・助言等の支援」は連携先の私立保育園又は近隣の区立保育園の支援により、「②代替保育の提供」は法人内の私立保育園の支援により対応できている。

ただし、「②代替保育の提供」のうち、法人の規模が小規模であるなど対応が困難となる園については、緊急時に限定した措置として、区立保育園での代替保育の実施を検討していく。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年	2月	子ども・若者施策推進特別委員会
		令和6年第1回区議会定例会（世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例改正案の提案）
	3月～	施設及び保護者への周知
令和7年	4月	改正条例施行
		連携施設確保に係る経過措置期間終了（予定）

参考 改正の背景

(1) 連携施設設定の状況

区内の家庭的保育事業等には、家庭的保育事業 10 事業、小規模保育事業 18 事業、事業所内保育事業 1 事業の計 29 事業があるが、「卒後の受け皿」に係る連携施設が設定できているのは 9 事業にとどまっている。

(2) 入園選考の状況

区では、待機児童対策及び認可外保育施設の移行支援として、地域型保育事業だけでなく、進級先の無い 0～2 歳児の低年齢児認可保育園（定員 20～30 人程度）を数多く整備してきた。令和 5 年 10 月時点の 2 歳児クラスの定員数は、「卒後の受け皿」に係る連携施設の無い地域型保育事業 94 人に対し、進級先の無い低年齢児認可保育園は 159 人となっている。

「卒後の受け皿」に係る連携施設や進級先の無い施設・事業の卒園児に対しては、再度の入園申込にあたって優先的に取り扱う措置として、保育の調整指数に +20 点の加点が行われている。近年の入園選考では、当該加点对象となったほぼ全員が 2 次選考まで進級先を確保できており、結果的に令和 5 年 4 月時点で 3 歳児クラスに 200 人以上の欠員が生じていることから、特定園のみ希望といったケースを除き、最終的には空きのある園への入園ができています。

(3) 連携施設設定の課題

全ての家庭的保育事業等が近隣に適切な連携施設を設定することが最善の策ではあるが、区の現状を踏まえると以下のような課題がある。無理に連携施設を設定することは、増加傾向にある地域型保育事業の欠員に拍車をかけるおそれもある。

◇家庭的保育事業等の近隣に、連携先となる 3 歳児入園可能枠のある認可保育園が不足している。新規整備を止めており、新たに入園可能枠を作ることは困難である。

◇遠方の施設に無理に連携施設を設定することはかえって保護者に選ばれない園となる、進級辞退が発生するなど逆効果となる。

◇連携先に進級用の枠を確保しておく必要があるが、結果的に幼稚園への進級等により連携先に進級しなかった場合や、進級後に自宅に近い園に転園した場合、連携先の 3 歳児が欠員になってしまうことから、連携先の理解を得ることが難しい。

◇連携施設が設定されている場合、それ以外の園への進級を希望した場合には転園扱いとなり +20 点の加点が受けられないが、加点によって自由に進級先を選びたいと考える保護者もいる。

◇法人格（株式と社福など）が異なると保育理念の違い等から連携が難しい。

◇2 歳児時点で再度入園申込みが必要であることは、低年齢児認可保育園も同じであるため、仮に全ての家庭的保育事業等に連携施設を設定しても、低年齢児認可保育園の卒園児の進級先確保の問題は引き続き残ってしまう。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月30日条例第35号</p> <p>第1条～第6条（略） （保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>（2） 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等による利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）への保育の提供の終了</p>	<p>○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月30日条例第35号</p> <p>第1条～第6条（略） （保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>（2） 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等による利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）への保育の提供の終了</p>

改正後	改正前
<p>に際して、当該利用乳幼児をその保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 区長は、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>第8条～第51条（略） 附則 （略） <u>附則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>に際して、当該利用乳幼児をその保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>第8条～第51条（略） 附則 （略）</p>